

○岡山市街なみ環境整備事業における修景施設整備費補助金交付要綱

平成30年 3月 20日

(趣旨)

第1条 地域の歴史的・文化的特性を生かした魅力ある街なみを形成するため、予算の範囲内において岡山市街なみ環境整備事業における修景施設整備費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土地所有者等 土地の所有者及び建物の所有を目的とする地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者をいう。

(2) 街づくり協定 街なみ環境整備事業制度要綱(平成5年4月1日付け建設省住整発第27号)または岡山市景観条例(平成19年市条例第68号)第23条に基づき、街なみ環境整備事業地区内の土地所有者等が街づくりについて定め、市長の承認を受けた協定をいう。

(3) 協定締結者 街づくり協定に合意し、協定書に調印している者をいう。

(4) 修景 この要綱に定めた基準に基づき、建築物等の外観を伝統的建築様式等に合わせで行う新築、増築、改築、修繕、模様替その他の行為をいう。

(補助対象地区)

第3条 補助金の交付の対象となる地区は、街なみ環境整備事業制度要綱に基づき定められた次に掲げる街なみ環境整備事業地区(以下「補助対象地区」という。)とする。

(1) 出石町地区

(2) 庭瀬・撫川地区

(3) 西大寺観音院周辺地区

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象地区内における修景であって、補助対象地区その他の区分に従い、別表第1に定める要件を満たすものとする。

(補助事業者)

第5条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものでなければならぬ。

- (1) 補助対象地区内の土地所有者等
- (2) 協定締結者(庭瀬・撫川地区においては庭瀬往来まちづくり協定締結者に限る。)
- (3) 市税を滞納していない者

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって必要となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2に定めるものに限る。

(補助金の交付の制限)

第7条 補助金の交付回数は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条に規定する同一の敷地（以下「同一敷地」という。）内の建築物等について、2回までとする。ただし、別表第2左欄に掲げる項目については、1回限りとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 他の補助制度の対象となる部分に係る修景
- (2) 国、県又は市の行う事業の補償対象となる部分に係る修景
- (3) 法令等に違反することとなる修景

(補助金額)

第8条 補助金額は、別表第2左欄に掲げる項目に応じ、同表中欄の補助対象経費に3分の2を乗じて得た額で、同表右欄の限度額を上限とする。ただし、それらの合計金額は、同一敷地ごとに200万円を上限とする。

2 前項によって得られた額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第9条 補助金の交付申請は、規則及びこの要綱の定める条項の適用を受けることに同意した上で、街なみ環境整備事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事見積書
- (2) 現況のカラー写真
- (3) 土地所有者等であることを証する書類
- (4) 街づくり協定の同意書の写し
- (5) 市税の完納証明書

(不交付通知)

第10条 規則第6条第3項に定める通知は、街なみ環境整備事業補助金不交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(実績報告)

第11条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 完成後のカラー写真

(現状変更等の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日から5年以内に補助事業により効用の増加した部分の変更を加え、又は補助事業に係る建築物等を処分しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

1 出石町地区補助要件

(1) 修景基準及び補助対象

出石町地区の修景施設の整備に当たり、出石町一丁目地区景観まちづくり協定第5条に定める住宅等の整備に関する事項に適合するものとするとともに伝統的和風・洋風建物の伝統的外観要素についてはできるだけ保存・維持するものとし、以下の基準に適合した整備事業に対して補助を行うものとする。

なお、修景施設の整備に対する補助は、景観上整備効果の高い修景についても部位ごとに認められるものとするが、建物全体として街なみに調和することを条件とする。

ア 伝統的和風建物

部位	修景基準		補助対象
	材料・材質・形状	色彩等	
建物の配置・階数	建物を新築・増改築等する際には、壁面・軒先をそろえる等街なみの連続性に配慮する。 階数は地上3階までとする。 可能であれば、前面道路に面する部分は2階までとし、3階壁面は、圧迫感を与えないよう後退する。		
構造	原則として木造，塗屋造，真壁造を基本とする。		
屋根・庇	切妻，入母屋により，前面道路に面する傾斜屋根(平入り形式)を基本とする。		

		軒高さ及び屋根勾配は、周辺の街なみとの調和を図る。 (標準的な屋根勾配：4寸5分～5寸)		
	瓦・葺き材	原則として瓦葺きとする。本瓦葺き又は棧瓦葺きとし、瓦には日本瓦又は同等品を用いる。	黒・銀系色とする。	新築・改築の場合は、本瓦又は本瓦に類したものの整備費
	軒裏	野地板及び化粧垂木を見せる、若しくは出梁・出桁造で、しっくい塗り又はそれに近い仕上げ材とする。	黒・白・灰・じゅらく色系統とする。	しっくい、木材仕上げ材等の整備費
	樋	日本瓦に調和する色味の深い材料、色彩、デザインとする。銅メッキ製品を推奨する。	黒・茶系色とする。	銅メッキ製品による樋の整備費
	壁	原則として伝統的素材、自然素材を用いることとし、しっくい壁や板壁又はそれに近い仕上げ材とする。 伝統的ななまこ壁等を推奨する。	原色、刺激的な高彩度色のものは避け、黒・白・灰・じゅらく色系統とする。	しっくい壁、板壁、なまこ壁等の伝統的仕上げ材、それに近い仕上げ材による整備費
	窓	原則として伝統的デザインによる木製建具を使用する。 アルミサッシを使用する場合は、デザイン、色彩に配慮する。 伝統的なむしこ窓、格子窓、出格子窓等を推奨する。	アルミサッシの色は、茶系色、木目調とする。	伝統的デザインによる木製建具等の整備費

格子	原則として木製格子を設ける。	茶系色とする。	伝統的デザインによる木製格子等の整備費
玄関	原則として、引き違い戸とし伝統的デザインによる木製建具を使用する。 アルミサッシを使用する場合は、デザイン、色彩に配慮する。	アルミサッシの色は、茶系色、木目調とする。	引き違い戸で伝統的デザインによる木製建具等の整備費
雨戸	原則として伝統的デザインによる木製建具を使用する。アルミサッシを使用する場合は、デザイン、色彩に配慮する。	アルミサッシの色は、茶系色、木目調とする。	伝統的デザインによる木製建具等の整備費
車庫	車庫の開口部は、スチールシャッター等の使用は極力避け、木製の板戸、格子戸等を使用する。 鋼製建具を使用する場合は、街なみに配慮したデザイン、色彩とする。	鋼製建具の色は、茶系色、木目調とする。	伝統的デザインによる木製建具等の整備費

注 上記以外については、別途協議するものとする（以下、イ及びウも同様とする。）。

イ 伝統的洋風建物

部位	修景基準		補助対象
	材料・材質・形状	色彩等	
建物の配置・階数	建物を新築・増改築等する際には、壁面をそろえる等街なみの連続性に配慮する。 階数は地上3階までとする。		
屋 屋根の	周辺の街なみと調和した形状と		

根	形状	する。		
	屋根葺き材	傾斜屋根の屋根葺き材については周辺の街なみと調和したものとする。	黒・銀系色とする。	
壁		原則として出石町地区の擬洋風建築物の特徴である大正ロマンを醸し出す伝統的外観デザインを取り入れ、デザインレリーフ等の装飾を活かした変化のある壁面、レンガ風、石造風仕上げ材又はそれに近い仕上げ材とする。	原色，刺激的な高彩度色のは避け，茶・灰・黒色系統とする。	伝統的外観デザインの特徴となるデザインレリーフ等の装飾を活かした変化のある壁面や，レンガ風，石造風仕上げ材による整備費
窓		原則として格子状の窓等擬洋風建築物の特徴を活かした伝統的デザインを取り入れ，周辺の街なみとの調和に配慮する。	建具の色は，原色，刺激的な高彩度色のは避け，外壁，周辺の街なみと調和したものとする。	伝統的デザインによる建具の整備費
玄関		原則として格子状の引き戸等擬洋風建築物の特徴を活かした伝統的デザインを取り入れ，周辺の街なみとの調和に配慮する。	建具の色は，原色，刺激的な高彩度色のは避け，外壁，周辺の街なみと調和したものとする。	伝統的デザインによる建具の整備費

ウ その他

部位	修景基準		補助対象
	材料・材質・形状	色彩等	
広告物・看板	位置・大きさ・デザイン・色彩等については，街なみ・建物外	原色，刺激的な高彩度色のは避け，外	景観を阻害する広告物等の除去・隠蔽・改

	<p>観と調和したものとし、色彩等は派手なものとしなない。</p> <p>自家用以外の広告物、屋上広告物、ネオンサイン類は設置しないものとする。</p>	<p>壁、周辺の街なみと調和したものとする。</p>	<p>善に係る整備費</p>
自動販売機	<p>目立たないデザイン、色彩とし、道路に面して設置する場合は木製のカバーで囲う等、街なみに配慮する。</p>		<p>景観を阻害する設備等の除去・隠蔽・改善に係る整備費</p>
空調室外機・給排水設備等	<p>道路から見える位置はできるだけ避ける。</p> <p>やむを得ない場合、木製格子のカバーで囲う等、街なみに配慮する。</p>		<p>景観を阻害する設備等の除去・隠蔽・改善に係る整備費</p>
設備メーター・ガスボンベ等	<p>道路から見える位置はできるだけ避ける。</p> <p>やむを得ない場合、木製格子のカバーで囲う等、街なみに配慮する。</p>		<p>景観を阻害する設備等の除去・隠蔽・改善に係る整備費</p>
植栽	<p>敷地内の空閑地、道路から後退している部分については花木等中木・低木や、生垣等により緑化する。</p> <p>特に駐車場については植栽により街なみに配慮する。</p>		<p>生垣等による緑化整備費</p>
門・塀・柵	<p>原則としてブロック塀は避け、板塀又は土塀等街なみに配慮す</p>	<p>原色、刺激的な高彩度色のものは避け、白・</p>	<p>板塀等伝統的なデザインによる門・塀・柵</p>

る。	灰・黒・じゅらく色系の整備費 統とする。
----	-------------------------

(2) 伝統的外観要素

ア 伝統的和風建物とは下記の伝統的和風建物の外観要素を有する建物であり，出石町地区の歴史的街なみの大部分を構成するものである。

伝統的和風建物の外観要素	
構造形式	木造2階建て 塗屋造，真壁造
屋根形式	切妻又は入母屋
屋根・庇勾配	4寸5分から5寸勾配程度
屋根・庇材料	日本瓦の本瓦葺又は棧瓦葺
屋根・庇軒裏	塗り込め，野地板・化粧垂木
2階正面壁面	
壁	大壁塗り込め（しっくい）又は真壁
腰	なまこ壁
窓	むしこ窓
1階正面壁面	
壁	大壁塗り込め（しっくい）又は真壁
腰	板張り，焼き杉板張り
窓	木製障子
格子	出格子，親子格子
玄関	木製格子戸

イ 伝統的洋風建物とは下記の伝統的洋風建物の外観要素を有する建物であり，和風建物とともに出石町地区の独特の趣を醸し出す街なみを構成するものである。

伝統的洋風建物の外観要素	
構造形式	木造2階建て，看板建築
壁面	

壁	レリーフによる装飾デザイン レンガ・石張り風の重厚な外観デザイン (擬洋風建築デザイン)
窓	金属製障子，格子状のデザイン
玄関	格子戸

(3) 出石町一丁目地区景観まちづくり協定第5条に定める住宅等の整備に関する事項

ア	外壁の色彩は原色を避け，白，黒，茶色系統を基調とし，伝統的建築物等が醸し出す出石町の街なみ景観と調和を図るものとする。
イ	建築物の階数は地上3階までを原則とし（商業地域は除く），景観として調和のある出石町の街なみをつくっていくものとする。
ウ	和風デザインの建築物の屋根は，原則として傾斜屋根とし，黒色系の日本瓦又は同程度の仕上げにし，洋風デザインの建築物の屋根は，黒，茶系統を基調とする落ち着いた色とする。
エ	看板の大きさ，デザイン，色彩は出石町の街なみ景観に調和したものとする。
オ	屋外の道路に面する工作物（エアコン室外機・ガスボンベ等）については，木・竹・植栽等で目隠しを行うものとする。
カ	敷地内には植樹をできるだけ行い，季節の草花が楽しめるよう工夫していくものとする。

2 庭瀬・撫川地区補助要件

(1) 修景基準及び補助対象

庭瀬・撫川地区の修景施設の整備に当たり，庭瀬・撫川陣屋町歴史と文化のまちづくり協定第11条に定める建築物等の整備に関する事項に適合するとともに，伝統的和風の伝統的外観要素についてはできるだけ保存・維持するものとし，以下の基準に適合した整備事業に対して補助を行うものとする。

なお，修景施設の整備に対する補助は，景観上整備効果の高い修理についても部位ごとに認められるものとするが，建物全体として街なみに調和することを条件とする。

ア 伝統的和風建物

部位	修景基準		補助対象
	材料・材質・形状	色彩等	
建物の配置・階数	建物を新築・増改築等する際には、壁面・軒先をそろえる等街なみの連続性に配慮する。 階数は地上2階までとする。		
構造	原則として木造，塗屋造，真壁造を基本とする。		
屋根・庇	屋根・庇の形状	切妻，入母屋により，前面道路に面する傾斜屋根(平入り形式)を基本とする。 軒高さ及び屋根勾配は，周辺の街なみとの調和を図る。 (標準的な屋根勾配：4寸5分～5寸)	
	瓦・葺き材	原則として瓦葺きとする。 本瓦葺き又は棧瓦葺きとし，瓦には日本瓦又は同等品を用いる。	黒・銀系色とする。 新築・改築の場合は，本瓦又は本瓦に類したものの整備費
軒裏	野地板及び化粧垂木を見せる，若しくは出梁・出桁造で，しっくい塗り又はそれに近い仕上げ材とする。	黒・白・灰・じゅらく色系統とする。	しっくい，木材仕上げ材等の整備費
樋	日本瓦に調和する色味の深い材料，色彩，デザインとする。銅メッキ製品を推奨する。	黒・茶系色とする。	銅メッキ製品による樋の整備費
壁	原則として伝統的素材，自然素	原色，刺激的な高彩度	しっくい壁，板壁，な

		材を用いることとし、しっくい壁や板壁又はそれに近い仕上げ材とする。 伝統的ななまこ壁等を推奨する。	色のものは避け、黒・白・灰・じゅらく色系とする。	まこ壁等の伝統的仕上げ材、それに近い仕上げ材による整備費
窓	窓	原則として伝統的デザインによる木製建具を使用する。 アルミサッシを使用する場合は、デザイン、色彩に配慮する。 伝統的なむしこ窓、格子窓、出格子窓等を推奨する。	アルミサッシの色は、茶系色、木目調とする。	伝統的デザインによる木製建具等の整備費
	格子	原則として木製格子を設ける。	茶系色とする。	伝統的デザインによる木製格子等の整備費
玄関		原則として、引き違い戸とし伝統的デザインによる木製建具を使用する。 アルミサッシを使用する場合は、デザイン、色彩に配慮する。	アルミサッシの色は、茶系色、木目調とする。	引き違い戸で伝統的デザインによる木製建具等の整備費
雨戸		原則として伝統的デザインによる木製建具を使用する。アルミサッシを使用する場合は、デザイン、色彩に配慮する。	アルミサッシの色は、茶系色、木目調とする。	伝統的デザインによる木製建具等の整備費
車庫		車庫の開口部は、スチールシャッター等の使用は極力避け、木製の板戸、格子戸等を使用する。 鋼製建具を使用する場合は、街	鋼製建具の色は、茶系色、木目調とする。	伝統的デザインによる木製建具等の整備費

	なみに配慮したデザイン，色彩とする。	
--	--------------------	--

注 上記以外については，別途協議するものとする（以下，イも同様とする。）。

イ その他

部位	修景基準		補助対象
	材料・材質・形状	色彩等	
広告物・看板	位置・大きさ・デザイン・色彩等については，街なみ・建物外観と調和したものとし，色彩等は派手なものとししない。 自家用以外の広告物，屋上広告物，ネオンサイン類は設置しないものとする。	原色，刺激的な高彩度色のものは避け，外壁，周辺の街なみと調和したものとする。	景観を阻害する広告物等の除去・隠蔽・改善に係る整備費
自動販売機	目立たないデザイン，色彩とし，道路に面して設置する場合は木製のカバーで囲う等，街なみに配慮する。		景観を阻害する設備等の除去・隠蔽・改善に係る整備費
空調室外機・給排水設備等	道路から見える位置はできるだけ避ける。 やむを得ない場合，木製格子のカバーで囲う等，街なみに配慮する。		景観を阻害する設備等の除去・隠蔽・改善に係る整備費
設備メーター・ガスボンベ等	道路から見える位置はできるだけ避ける。 やむを得ない場合，木製格子のカバーで囲う等，街なみに配慮する。		景観を阻害する設備等の除去・隠蔽・改善に係る整備費

植栽	敷地内の空閑地，道路から後退している部分については花木等中木・低木や，生垣等により緑化する。 特に駐車場については植栽により街なみに配慮する。		生垣等による緑化整備費
門・塀・柵	原則としてブロック塀は避け，板塀又は土塀等街なみに配慮する。	原色，刺激的な高彩度色のものは避け，白・灰・黒・じゅらく色系とす。	板塀等伝統的なデザインによる門・塀・柵の整備費

(2) 伝統的外観要素

伝統的和風建物とは下記の伝統的和風建物の外観要素を有する建物であり，庭瀬・撫川地区の歴史的街なみの大部分を構成するものである。

伝統的和風建物の外観要素	
構造形式	木造2階建て 塗屋造，真壁造
屋根 形式	切妻又は入母屋
屋根・庇勾配	4寸5分から5寸勾配程度
屋根・庇材料	日本瓦の本瓦葺又は棧瓦葺
屋根・庇軒裏	塗り込め，野地板・化粧垂木
2階正面壁面	
壁	大壁塗り込め（しっくい）又は真壁
腰	なまこ壁
窓	むしこ窓
1階正面壁面	
壁	大壁塗り込め（しっくい）又は真壁
腰	板張り，焼き杉板張り

窓	木製障子
格子	出格子，親子格子
玄関	木製格子戸
外構	犬矢来

(3) 庭瀬・撫川陣屋町歴史と文化のまちづくり協定第11条に定める建築物等の整備に関する事項

ア	建物は，原則として2階建て以下とします。
イ	屋根は，原則として道路から見える勾配屋根とし，和瓦葺き又は同程度の仕上げ（材料・色彩等）とします。
ウ	外壁の色彩は，周囲の環境と調和を保つよう，けばけばしい色使いを避け，黒色，白色，茶色系統を基調とした和風的な色調や素材を選びます。
エ	建物の玄関（道路に面するものに限る。）は，引き戸又は引き違い戸を原則とします。
オ	建具の色は，茶系統を原則とします。
カ	屋外の工作物（道路に面するものに限る。エアコンの室外機，ガスボンベ等）については，木や竹の格子柵又は植栽等で目隠しをします。
キ	やむを得ず建物を後退させる場合及び空地には，門，塀又は生垣等可能な限り設置し，街なみの連続性を損なわないようにします。

3 西大寺観音院周辺地区補助要件

(1) 修景基準及び補助対象

西大寺観音院周辺地区の修景施設の整備に当たり，西大寺観音院周辺地区まちづくり協定第9条に定める建築物等の整備に関する事項に適合するとともに伝統的和風・洋風建物の伝統的外観要素については，できるだけ保存・維持するものとし，以下の基準に適合した整備事業に対して補助を行うものとする。

なお，修景施設の整備に対する補助は，景観上整備効果の高い修理についても部位ごとに認められるものとするが，建物全体として街なみに調和することを条件とする。

ア 伝統的和風建物

部位	修景基準	補助対象
----	------	------

	材料・材質・形状	色彩等	
建物の配置・階数	建物を新築・増改築等する際には、壁面・軒先をそろえる等街なみの連続性に配慮する。 階数は地上2階までとする。 (下屋造りは3階まで)		
構造	原則として木造，塗屋造，真壁造を基本とする。		
屋根・庇の形状・庇	切妻，入母屋により，前面道路に面する傾斜屋根（平入り形式）を基本とする。 軒高さ及び屋根勾配は，周辺の街なみとの調和を図る。 (標準的な屋根勾配：4寸5分～5寸)		新築・改築の場合は，本瓦又は本瓦に類したものの整備費
瓦・葺き材	原則として瓦葺きとする。 本瓦葺き又は棧瓦葺きとし，瓦には日本瓦又は同等品を用いる。	黒・銀系色とする。	日本瓦による屋根，庇整備費
軒裏	野地板及び化粧垂木を見せ，若しくは出梁・出桁造で，しっくい塗り又はそれに近い仕上げ材とする。	黒・白・灰・じゅらく色系統とする。	しっくい，木材仕上げ材等の整備費
樋	日本瓦に調和する色味の深い材料，色彩，デザインとする。銅メッキ製品を推奨する。	黒・茶系色とする。	銅メッキ製品による樋の整備費
壁	原則として伝統的素材，自然素材を用いることとし，しっくい壁や板壁又はそれに近い仕上げ材とする。 伝統的ななまこ壁等を推奨する。	原色，刺激的な高彩度色のは避け，黒・白・灰・じゅらく色	しっくい壁，板壁，なまこ壁等の伝統的仕上げ材，それに近い仕上げ材に

			系統とする。	よる整備費
窓	窓	原則として伝統的デザインによる木製建具を使用する。 アルミサッシを使用する場合は、デザイン、色彩に配慮する。 伝統的なむしこ窓、格子窓、出格子窓等を推奨する。	アルミサッシの色は、茶系色、木目調とする。	伝統的デザインによる木製建具等の整備費
	格子	原則として木製格子を設ける。	茶系色とする。	伝統的デザインによる木製格子等の整備費
玄関		原則として、引き違い戸とし伝統的デザインによる木製建具を使用する。 アルミサッシを使用する場合は、デザイン、色彩に配慮する。	アルミサッシの色は、茶系色、木目調とする。	引き違い戸で伝統的デザインによる木製建具等の整備費
雨戸		原則として伝統的デザインによる木製建具を使用する。アルミサッシを使用する場合は、デザイン、色彩に配慮する。	アルミサッシの色は、茶系色、木目調とする。	伝統的デザインによる木製建具等の整備費
車庫		車庫の開口部は、スチールシャッター等の使用は極力避け、木製の板戸、格子戸等を使用する。 鋼製建具を使用する場合は、街なみに配慮したデザイン、色彩とする。	鋼製建具の色は、茶系色、木目調とする。	伝統的デザインによる木製建具等の整備費

上記以外については、別途協議するものとする（以下、イ及びウも同様とする。）。

イ 伝統的洋風建物

部位	修景基準		補助対象
	材料・材質・形状	色彩等	

建物の配置・階数	建物を新築・増改築等する際には、壁面をそろえる等街なみの連続性に配慮する。 階数は地上3階までとする。		
屋根	屋根の形状	周辺の街なみと調和した形状とする。	
根	屋根葺き材	傾斜屋根の屋根葺き材については周辺の街なみと調和したものとする。	黒・銀系色とする。
壁	原則として擬洋風建築物の特徴である外観デザインを取り入れ、デザインレリーフ等の装飾を活かした変化のある壁面、レンガ風、石造風仕上げ材又はそれに近い仕上げ材とする。	原色、刺激的な高彩度色のものは避け、茶・灰・黒色系統とする。	伝統的外観デザインの特徴となるデザインレリーフ等の装飾を活かした変化のある壁面や、レンガ風、石造風仕上げ材による整備費
窓	原則として格子状の窓等擬洋風建築物の特徴を活かした伝統的デザインを取り入れ、周辺の街なみとの調和に配慮する。	建具の色は、原色、刺激的な高彩度色のものは避け、外壁、周辺の街なみと調和したものとする。	伝統的デザインによる建具の整備費
玄関	原則として格子状の引き戸等擬洋風建築物の特徴を活かした伝統的デザインを取り入れ、周辺の街なみとの調和に配慮する。	建具の色は、原色、刺激的な高彩度色のものは避け、外壁、周辺の街なみと調	伝統的デザインによる建具の整備費

	和したものとす る。	
--	---------------	--

ウ その他

部位	修景基準		補助対象
	材料・材質・形状	色彩等	
広告物・看板	位置・大きさ・デザイン・色彩等については、街なみ・建物外観と調和したものとし、色彩等は派手なものとしな い。 自家用以外の広告物、屋上広告物、ネ オンサイン類は設置しないものとす る。	原色，刺激的な 高彩度色のもの は避け，外壁， 周辺の街なみと 調和したもの とする。	景観を阻害する広 告物等の除去・隠 蔽・改善に係る整 備費
自動販売機	目立たないデザイン，色彩とし，道路 に面して設置する場合は木製のカバー で囲う等，街なみに配慮する。		景観を阻害する設 備等の除去・隠 蔽・改善に係る整 備費
空調室外機・給 排水設備等	道路から見える位置はできるだけ避け る。 やむを得ない場合，木製格子のカバー で囲う等，街なみに配慮する。		景観を阻害する設 備等の除去・隠 蔽・改善に係る整 備費
設備メーター・ ガスボンベ等	道路から見える位置はできるだけ避け る。 やむを得ない場合，木製格子のカバー で囲う等，街なみに配慮する。		景観を阻害する設 備等の除去・隠 蔽・改善に係る整 備費
植栽	敷地内の空闲地，道路から後退してい る部分については花木等中木・低木や， 生垣等により緑化する。		生垣等による緑化 整備費

	特に駐車場については植栽により街なみに配慮する。		
門・塀・柵	原則としてブロック塀は避け、板塀又は土塀等街なみに配慮する。	原色，刺激的な高彩度色のものは避け，白・灰・黒・じゅらく色系統とする。	板塀等伝統的なデザインによる門・塀・柵の整備費

(2) 伝統的外観要素

ア 伝統的和風建物とは下記の伝統的和風建物の外観要素を有する建物であり，西大寺観音院周辺地区の歴史的街なみ大部分を構成するものである。

伝統的和風建物の外観要素	
構造形式	木造2階建て，一部3階建て（下屋造り） 塗屋造，真壁造，土蔵造の蔵
屋根 形式	切妻又は入母屋
屋根・庇勾配	4寸5分から5寸勾配程度
屋根・庇材料	日本瓦の本瓦葺又は棧瓦葺
屋根・庇軒裏	塗り込め，野地板・化粧垂木
2階正面壁面	
壁	大壁塗り込め（しっくい）又は真壁
腰	なまこ壁
窓	むしこ窓
1階正面壁面	
壁	大壁塗り込め（しっくい）又は真壁
腰	板張り，焼き杉板張り
窓	木製障子，武者窓
格子	出格子，親子格子
玄関	木製格子戸

外構	犬矢来
----	-----

イ 伝統的洋風建物とは下記の伝統的洋風建物の外観要素を有する建物であり、和風建物とともに西大寺観音院周辺地区の独特の趣を醸し出す街なみを構成するものである。

伝統的洋風建物の外観要素	
構造形式	木造2階建て，看板建築
壁面	
壁	レリーフによる装飾デザイン レンガ・石張り風の重厚な外観デザイン (擬洋風建築デザイン)
窓	金属製障子，格子状のデザイン
玄関	格子戸

(3) 西大寺観音院周辺地区まちづくり協定第9条に定める建築物等の整備に関する事項

ア	階数は2階建て以下を原則とし、軒先や家並みを整えます。また、旧堤防の地形を活用した下屋造り（掛造り）の街なみでは、正面道路部分を原則2階建て以下とします。
イ	屋根は勾配屋根として、和瓦葺き又は同程度の仕上げによる落ち着いたものを原則とします。
ウ	外壁の色は、白、黒、茶系を原則とし、自然の風合いを大切にします。
エ	道路に面した玄関は引き戸を原則とします。また、駐車場についても、街なみとの調和に努めます。
オ	塀はコンクリートブロックをできるだけ避け、落ち着いた彩色の塀や生垣にします。
カ	道路から見える工作物（エアコンの室外機，ガスボンベ等），自動販売機や屋外広告等は、周辺の景観を考慮します。

別表第2（第6条，第7条，第8条関係）

項目	補助対象経費	限度額
建築設計費	住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成	10万円

	12年3月24日付け建設省住備発第42号, 建設省住整発第27号, 建設省住防発第19号, 建設省住街発第19号, 建設省住市発第12号) 第2に規定する費用	
住宅等修景費	住宅等の新築, 増築, 改築, 大規模な修繕及び大規模な模様替に係る工事費のうち, 外観に係る経費(屋根に関しては構造上一体のものの全体とする。)	200万円
建築設備等修景費	住宅等の屋外に露出し景観を阻害している給排水設備, 空調設備, 電気設備, 広告物等の除去・隠ぺい又は改善に係る工事費	20万円
外構修景費	門, 塀, さく, 生垣等の整備に要する工事費	50万円
色彩修景費	周辺地域と著しく不調和な色彩の住宅等の外観における色彩の修景費	20万円

注 道路等公共施設から見える外観部分に係る工事を補助対象とする。

様式第1号(第9条関係)

街なみ環境整備事業補助金交付申請書

年 月 日

岡山市長

様

申請者

住 所

氏 名

印

岡山市街なみ環境整備事業における修景施設整備費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

申請に当たっては、岡山市補助金等交付規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。

補助年度		補助金の名称	岡山市街なみ環境整備事業における修景施設整備費補助金
補助事業の目的及び内容			
補助事業の効果			
補助対象物件の所在地	岡山市		
補助事業の経費所要額			円
補助金額			円
補助事業の着手年月日	着 手	年 月 日	
及び完了年月日(予定)	完 了	年 月 日	
添 付 書 類	(1) 事業概要書 (2) 収支予算書 (3) 補助事業に係る部分の工事設計書及び図面 (4) 工事見積書 (5) 現況のカラー写真 (6) 土地所有者等であることを証する書類 (7) 街づくり協定の同意書の写し (8) 市税の完納証明書 (9) その他		
担 当 課 所 見			

様式第2号(第10条関係)

街なみ環境整備事業補助金不交付決定通知書

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

様

岡山市長

印

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、次の理由により希望に
応じられませんので通知します。

補 助 金 の 名 称	岡山市街なみ環境整備事業における修景施設整備費補助金
補助事業の名称(地区名)	岡山市街なみ環境整備事業 ()
理 由

様式第1号（第9条関係）

様式第2号（第10条関係）